

〔享保集成絲綸錄二〕享保七寅年五月

定

一 船石拾石ニ付錢三文、百石ニ付錢三拾文、千石ニ付錢三百文、廻船之者共より可出之事、

但遠國船は、上下之分、拾石に錢六文宛之積り、江戸江來る度毎に可出之、近國之船は、幾度通

船候共、遠國船三度之積りを、以て錢拾八文、年中最初壹度可出之事、

一 石錢請取方ニ付、私曲ケ間敷儀在之者、船方之者共、奉行所江可訴之事、

一 箒焚やう不宜儀在之におひては、是又可申出事、

右は三崎城ケ島、鳥羽菅島、兩所箒入用として、此度石錢相極候間、自今以後、廻船之者共、堅相守通船之時、當湊におひて可差出之者也、

享保七年五月日

奉行

〔寶曆集成絲綸錄二十九〕寶曆六子年二月

覺

一 諸船川内に而荷物積候は勿論、縦沖積仕、又は沖に而荷物瀬取致候共、大坂江來り候船は、出入

共荷物多少によらず、其船之石高に應じ、壹石に三錢宛之積り、石錢可差出事、

一 積荷物無之から船にて出入候之節は、其段相斷、石錢を不及差出候事、

一 大坂并傳法廻船は、船主よりすぐに石錢可差出事、

一 他國之船大坂に藏屋敷有之分、其船之石錢名代之町人取立可差出事、

附海手渡海船も右同前之事

一定りたる藏屋敷無之、俵物并諸荷物、大坂江登り候度々、藏をかり入置候而、名代之者無之分は、其船之石錢、荷物支配の町人取立可差出事、